

光テレビ伝送サービス契約約款
(コミュファ光テレビ)

2025年7月1日

中部テレコミュニケーション株式会社

目次

第1章 総則

第1条（約款の適用）

第2条（約款の変更）

第3条（用語の定義）

第2章 光テレビ伝送サービスの種類等

第4条（光テレビ伝送サービスの種類等）

第3章 光テレビ伝送サービスの提供区域

第5条（光テレビ伝送サービスの提供区域）

第4章 契約

第6条（契約の単位）

第7条（映像用回線終端装置の設置）

第8条（光テレビ伝送サービス区域）

第9条（光テレビ伝送申込の方法）

第10条（光テレビ伝送申込の承諾）

第11条（最低利用期間）

第12条（契約内容の変更）

第13条（光テレビ伝送サービスの利用の一時中断）

第14条（光テレビ伝送サービス利用権の譲渡禁止）

第15条（契約者が行う光テレビ伝送サービス契約の解除）

第15条の2（契約者等が行う初期契約解除）

第16条（当社が行う光テレビ伝送サービス契約の解除）

第17条（利用回線の提供ができなくなった場合の措置）

第18条（その他の提供条件）

第5章 利用中止等

第19条（利用中止）

第20条（利用停止）

第6章 通信

第21条（通信の条件）

第22条（通信利用の制限等）

第7章 料金等

第23条（料金及び工事等に関する費用）

第24条（利用料金の支払義務）

第25条（工事費の支払義務）

第26条（債権の譲渡）

第27条（料金の計算方法等）

第28条（割増金）

第29条（延滞利息）

第8章 保守

第30条(契約者の維持責任)

第31条(契約者の切分責任)

第32条(修理又は復旧の順位)

第9章 損害賠償

第33条(責任の制限)

第34条(免責)

第10章 雑則

第35条(承諾の限界)

第36条(利用に係る契約者の義務)

第37条(契約者に係る情報の利用)

第38条(法令に規定する事項)

第39条(閲覧)

別記

- 1 光テレビ伝送サービスの提供区域
- 2 契約者の地位の継承
- 3 契約者の氏名等の変更
- 4 新聞社等の基準
- 5 電気通信設備の設置場所の提供等
- 6 自営端末設備の接続
- 7 自営端末設備に異常がある場合等の検査
- 8 自営電気通信設備の接続
- 9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
- 10 当社の維持責任
- 11 技術資料の項目
- 12 管轄裁判所
- 13 情報提供

別表

料金表

通則

第1表 料金

第2表 工事に関する費用

附則

第1章 総則

（約款の適用）

第1条 中部テレコミュニケーション株式会社（以下「当社」といいます。）は、この光テレビ伝送サービス契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これにより光テレビ伝送サービスを提供します。

（約款の変更）

第2条 当社は、民法の定めに従い、契約者の承諾を得ることなく、本約款を変更することがあります。この場合、当社は、変更後の本約款及びその効力発生時期を、本サービスに係るWebサイト又は当社の運営するホームページに掲載して周知するものとします。また改定された本約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービス内容及び料金その他提供条件は変更後の約款によります。

2 当社は、放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）第175条第3項に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示する方法又は当社が適切であると判断する方法により説明します。

（用語の定義）

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
光テレビ伝送サービス	映像通信網サービスであって、当社が別に定める光テレビ放送サービスの放送受信設備（信号安定設備を含みます）からの着信のために提供するもののうち利用回線を使用して提供するもの
光テレビ伝送サービス契約	当社から光テレビ伝送サービスの提供を受けるための契約
契約者	当社と光テレビ伝送サービス契約を締結している者
光テレビ伝送申込	光テレビ伝送サービス契約の申込み
光ネットサービス契約約款	当社の光ネットサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ一体型）又は光ネットサービス契約約款（コミュファ）
光ネットサービス契約約款（プロバイダ一体型）	当社の光ネットサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ一体型）
光ネットアクセスサービス契約約款	当社の光ネットアクセスサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ選択型）又は光ネットアクセスサービス契約約款（アクセスコミュファ）
光ネットアクセスサービス契約約款（プロバイダ選択型）	当社の光ネットアクセスサービス契約約款（コミュファ光ネット プロバイダ選択型）
光ネット集合一括サービス契約約款	当社の光ネット集合一括サービス契約約款
光ネットサービス	光ネットサービス契約約款に定める光ネットサービス
光ネットアクセスサービス	光ネットアクセスサービス契約約款に定める光ネットアクセスサービス

光ネット集合一括サービス	光ネット集合一括サービス契約約款に定める光ネット集合一括サービス
利用回線	光ネットサービス又は光ネットアクセスサービスの契約者回線(ただし、各品目、各区別のうち、プラン1に限ります。また、契約者回線の終端を設置する建物が集合住宅(一棟の建物の中に壁や床によって区切られた複数の独立した住居がある形式の住宅のこととします。以下同じとします。)である場合又は集合住宅に類する場合で、当該契約者の放送受信設備が共同で設置されている場合を除きます。)又は光ネット集合一括サービス契約約款に規定する契約者回線であって光テレビ伝送サービス契約に係るもの
利用回線等	(1) 利用回線 (2) 当社が必要により設置する電気通信設備
映像通信網	通常70MHzから770MHzまで及び1032MHzから2681MHzまでの周波数帯域の映像並びに映像に付随する音響の伝送に供することを目的として設置する電気通信回線設備 (送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をいいます。以下同じとします。)
映像通信網サービス	映像通信網を使用して行う電気通信サービス
映像用回線終端装置	利用回線の終端の場所に当社が設置する装置(端末設備を除きます。)
サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより光テレビ伝送サービスに関する業務を行う当社の事業所
サービス取扱所	(1) 光テレビ伝送サービスに関する契約事務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により光テレビ伝送サービスに関する契約事務を行う者の事業所
取扱局交換設備	サービス取扱局に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
自営端末設備	契約者が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
光電話サービス契約約款	当社の光電話サービス契約約款
光テレビ放送サービス契約約款	当社の光テレビサービス契約約款
技術基準等	端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末設備等の接続の技術的条件
利用の一時中断	光テレビ伝送サービスに係る電気通信設備等を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすること
光テレビ伝送サービス利用権	契約者が光テレビ伝送サービス契約に基づいて、光テレビ伝送サービスの提供を受ける権利
サービスを全く利用できない状態	光テレビ伝送サービス契約に係る電気通信設備によるすべての通信が全く利用できない、又は著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態
消費税相当額	消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 光テレビ伝送サービスの種類等

（光テレビ伝送サービスの種類等）

第4条 光テレビ伝送サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
光テレビ伝送サービス	映像通信網及び利用回線を使用して映像並びに映像に付随する音響の伝送を行うサービス

第3章 光テレビ伝送サービスの提供区域

（光テレビ伝送サービスの提供区域）

第5条 当社の光テレビ伝送サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

（契約の単位）

第6条 当社は、利用回線1回線ごとに1の光テレビ伝送サービス契約を締結します。この場合、契約者は、1の光テレビ伝送サービス契約につき1人に限ります。

（映像用回線終端装置の設置）

第7条 当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に映像用回線終端装置を設置し、これを利用回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、契約者と協議します。

3 当社は、第1項により当社が設置する映像用回線終端装置を料金表第1表（料金）に定めるところにより提供します。

（光テレビ伝送サービス区域）

第8条 当社は、料金表第1表（料金）に定めるところにより光テレビ伝送サービス区域を設定します。

（光テレビ伝送申込の方法）

第9条 光テレビ伝送申込をするときは、次に掲げる事項について記載した当社所定の申込書に記載しサービス取扱所に提出（電磁的方法による提出を含みます。）又はインターネット（主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備をいいます。）を経由して当社所定の契約申込書式をサービス取扱所に提出していただきます。

（1）利用回線の品目等

（2）利用回線の終端の場所

（3）その他光テレビ伝送申込の内容を特定するための事項

2 光テレビ伝送申込を行うことができる者は、当社と利用回線に係る契約及び光電話サービス契約約款に基づく光電話サービス契約を締結し（光電話サービス契約に係る契約申込を含みます。）、同時に光テレビ放送サービス契約約款に基づく光テレビ放送サービスに係る契約申込を行う者に限ります。（ただし、光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括契約を締結している場合、光電話サービス契約は不要です。）。

（光テレビ伝送申込の承諾）

第10条 光テレビ伝送サービス契約は、光テレビ伝送申込に対して当社が承諾の意思表示をしたときに成立します。

2 当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

（1）第9条（光テレビ伝送申込の方法）第2項に該当しないとき。

（2）契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。

- (3) 光テレビ伝送サービスを提供することが技術上又は経済上著しく困難なとき。
- (4) 光テレビ伝送申込をした者が光テレビ伝送サービスの料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) その他光テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行上支障があるとき、又はそのおそれがあると当社が判断したとき。

(最低利用期間)

第 11 条 光テレビ伝送サービスには、料金表第 1 表(料金)の定めるところにより最低利用期間があります。ただし、光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括契約を締結している場合に限り適用します。

2 削除

(契約内容の変更)

第 12 条 当社は、契約者から請求があったときは、第 9 条(光テレビ伝送申込の方法)第 1 項に規定する契約内容の変更を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 9 条(光テレビ伝送申込の方法)第 2 項及び第 10 条(光テレビ伝送申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(光テレビ伝送サービスの利用の一時中断)

第 13 条 当社は、契約者から請求があったとき(その利用回線の利用の一時中断と同時に請求されるものであって、当社が光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した映像用回線終端装置を移動又は取り外すときに限ります。)は、光テレビ伝送サービスの利用の一時中断(光テレビ伝送サービス伝送に係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。この場合、契約者は、利用の一時中断又は再開を希望する日の 14 日前までに利用の一時中断又は再開の請求を行う必要があります。

(光テレビ伝送サービス利用権の譲渡禁止)

第 14 条 光テレビ伝送サービス利用権は、譲渡することはできません。

(契約者が行う光テレビ伝送サービス契約の解除)

第 15 条 契約者は、光テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、契約の解除を希望する日の 14 日前までにサービス取扱所に通知していただきます。

2 前項により、光テレビ伝送サービス契約を解除する場合、契約者が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等の復旧を要するときには、契約者にその復旧に要する費用を負担していただきます。

3 契約者は、光テレビ伝送サービス契約の解除をするときは、料金表第 2 表(工事に関する費用)に定める工事費を支払うものとします。

(契約者等が行う初期契約解除)

- 第 15 条の2 契約者等（新たに光テレビ伝送サービス契約（以下この条において「新規契約」といいます。）の申込みをする者又は光テレビ伝送サービス契約の内容変更（以下この条において「変更契約」といいます。）を請求する契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、事業法施行規則第 22 条の2の7第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、契約書面（対象契約（新規契約又は変更契約をいいます。以下この条において同じとします。）を締結したときに、事業法第 26 条の2の第1項に基づき当社が契約者等に交付した書面（同条第2項の規定により提供するものを含みます。）をいいます。以下この条において同じとします。）を受領した日から起算して8日を経過するまでの間、当社に書面を発すること又は当社が別に定める方法により、対象契約の解除（以下「初期契約解除」といいます。）を行うことができます。この場合において、契約者等は、その書面の発送等に要する費用を負担していただきます。
- 2 初期契約解除は、契約者等が前項に既定する書面を発した日又は通知をした日に、その効力を生じます。
 - 3 光テレビ伝送サービスの提供にかかる工事等の着手後に初期契約解除が適用された場合は、契約者は、料金表第1表（料金）に規定する額及び当該契約者回線等の解除までに生じた利用料金の支払いを要します。
 - 4 前項の場合において、契約者が所有又は占有する敷地、家屋又は、構築物等などの回復旧を要するとき場合には、契約者にその復旧要する費用を負担していただきます。
 - 5 第3項の場合において、契約者回線等の設置に伴い、特別な工事を要する場合には、料金表第2表（工事に関する費用）に規定する額を支払っていただきます。

（当社が行う光テレビ伝送サービス契約の解除）

第 16 条 当社は、次の場合には、その光テレビ伝送サービス契約を解除することがあります。

- (1)第 20 条（利用停止）の規定により光テレビ伝送サービスの利用を停止された契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2)前号の規定にかかわらず、光テレビ伝送サービスの利用を停止することが技術的に困難なとき又は当社の業務遂行上支障があるときであって、第 20 条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当するとき。
- 2 当社は、前項に規定する場合のほか、次の場合は、その光テレビ伝送サービス契約を解除します。
- (1)利用回線について、その契約が解除となったとき又は利用回線以外のものへの変更があったとき。
 - (2)利用回線が、移転等により光テレビ伝送サービスの提供区域外となったとき。
 - (3)光テレビ放送サービス契約又は光電話サービス契約が解除されたとき。
- 3 当社は、前二項の規定により、その光テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者にその旨を通知します。
- 4 契約者は、当社が本条第1項、第2項の規定により光テレビ伝送サービス契約の解除をするときは、料金表第2表（工事に関する費用）に定める工事費を支払うものとします。
- 5 契約者は、当社が指定する者が当社設備等の撤去等を行うために、契約者の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は適宜これに応じるものとします。

（利用回線の提供ができなくなった場合の措置）

第 17 条 当社は、当社及び契約者の責めによらない理由により利用回線の提供ができなくなった場合は、光テレビ伝送サービス契約を解除することがあります。

2 当社は、前項の規定により、光テレビ伝送サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ契約者に通知します。

（その他の提供条件）

第 18 条 光テレビ伝送サービス契約に関するその他の提供条件については、別記 2、3、5、6、7、8、9、12 及び 13 に定めるところによります。

第5章 利用中止等

(利用中止)

第 19 条 当社は、次の場合には、光テレビ伝送サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 第 22 条(通信利用の制限等)の規定により、光テレビ伝送サービスの利用を中止するとき。
- (3) 利用回線の利用中止を行なったとき。

2 当社は、前項の規定により光テレビ伝送サービスの利用を中止するときは、あらかじめ当社が指定するホームページへの掲示又は電子メールの送信により契約者に周知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(利用停止)

第 20 条 当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、6ヶ月以内に当社が定める期間(第 1 号の場合は、その光テレビ伝送サービスの料金及び工事等に関する費用が支払われるまでの間)、その光テレビ伝送サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 光テレビ伝送サービスの料金及び工事等に関する費用について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (2) 当社と契約を締結している又は締結していた他の利用回線等に係る契約の料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (3) 第 36 条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
- (4) 当社の承諾を得ずに、利用回線等に自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
- (5) 利用回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を利用回線等から取り外さなかったとき。
- (6) 前各号のほか、この契約の規定に違反する行為であって光テレビ伝送サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定により光テレビ伝送サービスの利用停止をしようとするときは、あらかじめ、その理由及び利用停止期間を契約者に通知します。

3 契約者は、当社が第 1 項の規定により光テレビ伝送サービスの利用停止するときは、料金表第 2 表(工事に関する費用)に定める工事費を支払うものとします。

第6章 通信

(通信の条件)

第21条 契約者は、その光テレビ伝送サービスに係る通信について、その利用回線に対して1の当社が別に定める光テレビ放送サービスからの通信を行うことができます。

(通信利用の制限等)

第 22 条 契約者は、その利用回線に係る光ネットサービス契約約款、光ネットアクセスサービス契約約款又は光ネット集合一括サービス契約約款に定めるところにより、利用回線を使用することができない場合においては、その光テレビ伝送サービスを利用することができないことがあります。

第7章 料金等

(料金及び工事等に関する費用)

第23条 当社が提供する光テレビ伝送サービスの料金は、利用料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

2 当社が提供する光テレビ伝送サービスの工事に関する費用は、工事費とし、料金表第2表(工事に関する費用)に定めるところによります。

3 光テレビ伝送申込に基づき、当社が当該光テレビ伝送サービスの工事を完了した日を光テレビ伝送サービスの提供を開始した日とします。

(支払義務の免除)

第23条の2 当社は、約款その他当社が特別に定める場合を除き、料金表第1表(料金)に定める利用料金およびその他関連する一切の支払義務について免除しないものとします。

(利用料金の支払義務)

第24条 契約者は、光テレビ伝送サービス契約に基づいて、当社が光テレビ伝送サービスの提供を開始した日から起算して、光テレビ伝送サービス契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。)について、料金表第1表(料金)に定める利用料金を支払っていただきます。

2 前項の期間において、利用の一時中断等により光テレビ伝送サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金(その光テレビ伝送サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額)の支払いは、次によります。

(1) 第13条(光テレビ伝送サービスの利用の一時中断)の規定又は第20条(利用停止)の規定により、利用の一時中断又は利用停止をしたときは、契約者は、その期間中の利用料金を支払っていただきます。ただし、1の料金月の初日からその料金月の末日までの間継続して、利用の一時中断又は利用停止があったときは、最大12料金月若しくは当社が特別に定める期間の料金月に限り、その料金月の利用の一時中断又は利用停止となった利用料金の支払いを要しません。

(2) 前号のほか、契約者は、次の場合を除き、光テレビ伝送サービスを利用できなかった期間中の利用料金を支払っていただきます。

区別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由により、サービスを全く利用できない状態が生じた場合、又は一部が全く利用できない状態が生じた場合(2欄に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が継続したとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその光テレビ伝送サービスについての利用料金(一部が全く利用できない状態の場合は、その日数に対応するその部分に係る料金額。)
2 当社の故意又は重大な過失によりそのサービスを全く利用できない状態が生じたとき。	そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するその光テレビ伝送サービスについての利用

	料金
--	----

- 3 当社は、支払いを要しない利用料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。
- 4 第2項の規定に係わらず、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(工事費の支払義務)

第25条 契約者は、光テレビ伝送申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にその光テレビ伝送サービス契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

(債権の譲渡)

第26条 当社は、この契約の規定により、契約者が支払いを要することとなった料金その他の債務に係る債権の全部又は一部を第三者に譲渡することがあります。

(料金の計算方法等)

第27条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。

(割増金)

第28条 契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不当に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滞利息)

第29条 契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について、年14.5%の割合(閏年についても365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から計算して10日以内に支払いがあった場合は、この限りではありません。

- 2 第15条の2(契約者等が行う初期契約解除)に規定する初期契約解除の適用により、支払いを要する事となった料金その他の債務(延滞利息を除きます。)に対する延滞利息については前項の規定に関わらず、商法(明治32年3月9日法律第48号)第514条に定める商事法定利率に基づき計算します。

第8章 保守

（契約者の維持責任）

第 30 条 契約者は、その利用回線等に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準等に適合するように維持していただきます。

（契約者の切分責任）

第 31 条 契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が利用回線等に接続されている場合、当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、サービス取扱局において試験を行い、その結果を契約者に通知します。

3 当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣費用に消費税相当額を加算した額を支払っていただきます。

（修理又は復旧の順位）

第 32 条 当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合、第1順位又は第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りします。

順位	機関名
1	気象機関に設置されるもの 水防機関に設置されるもの 消防機関に設置されるもの 災害救助機関に設置されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に設置されるもの 防衛機関に設置されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に設置されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に設置されるもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関に設置されるもの 選挙管理機関に設置されるもの 当社が別記4に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関に設置されるもの 預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に設置されるもの（第1順位となるものを除きます）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章 損害賠償

（責任の制限）

第 33 条 当社は、光テレビ伝送サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、その光テレビ伝送サービスが全く利用できない状態（一部が全く利用できない状態を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、光テレビ伝送サービスが全く利用できない状態にあることを当社が知った時刻以降の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限ります。以下この条において同じとします。）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する料金表第1表（料金）に規定する利用料金（その光テレビ伝送サービスの一部が全く利用できない状態の場合は、その部分に係る料金額。以下この条において同じとします。）の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則に準じて取り扱います。

4 当社の故意又は重大な過失により光テレビ伝送サービスの提供をしなかったときは、第1項及び第2項の規定は適用しません。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、損害賠償の取扱いについて料金表第1表（料金）に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

（免責）

第 34 条 当社は、光テレビ伝送サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の責めによらない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、この契約等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用は、負担しません。

第10章 雑則

（承諾の限界）

第35条 当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この契約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

（利用に係る契約者の義務）

第36条 契約者は次のことを守っていただきます。

（1）当社が光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは破壊し、又はその利用回線等に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際してその電気通信設備を保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。なお、この場合はすみやかにサービス取扱所に通知していただきます。

（2）通信の伝送交換に妨害を与える行為をしないこと。

（3）当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。

（4）当社に光テレビ伝送サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有若しくは占有する土地、建物その他の工作物等は無償で使用させること。この土地、建物等について、地主、家主その他の利害関係人があるときは、契約者はあらかじめ必要な承諾を得ておくこと。

（5）契約者は、当社が当社の指定する設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有する若しくは占有する土地、建物その他の工作物等への立入を求めた場合は、これに協力すること。

（6）当社が光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

2 契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し又はき損したときは、当社が指定する期日までに、その補充、修繕、その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

（注）亡失又はき損に関する費用は、次表に定める額を限度とし、当社が別に定めるものとします。

装 置 種 別	費用の額 (1装置・1回につき)
映像用回線終端装置、光分岐ボックス	21,000円(23,100円)

（契約者に係る情報の利用）

第37条 当社は、契約者に係る氏名若しくは名称、契約者連絡先電話番号、住所若しくは居住

又は請求書の送付先等の情報を、当社のサービスに係る契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(法令に規定する事項)

第 38 条 光テレビ伝送サービスの提供又は利用にあたり、別記 6 から 10 の法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第 39 条 光テレビ伝送サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、光テレビ伝送サービスを利用する上で参考となる、別記 11 に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

3 当社は、この契約において、当社が別に定めることとしている事項について、閲覧に供します。

別記

1 光テレビ伝送サービスの提供区域

光テレビ伝送サービスの提供区域は、次に掲げる県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

県の区域
愛知県、岐阜県、三重県、静岡県、長野県

2 契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により、契約者の地位の承継があったときは、相続人又は契約者の地位を承継した法人は、これを証明する書類を添えて、サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2) の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 契約者の氏名等の変更

- (1) 契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、そのことを速やかにサービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1) の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類を添付していただくことがあります。
- (3) 契約者が(1) の届出を行ったとき又は事実と異なる届出を行ったときは、当社がこの約款に規定する通知は、当社に届出を受けている氏名、名称、住所若しくは居所又は請求書の送付先への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。

4 新聞社等の基準

区 分	基 準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が一の題号について 8,000 部以上であること。
2 放送事業者	電波法(昭和 25 年法律第 131 号)の規定により放送局の免許を受けた者
3 通信社	新聞社又は放送事業者にニュース(1 欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するためのニュース若しくは情報(広告を除きます。))をいいます。)を供給することを主な目的とする通信社

5 電気通信設備の設置場所の提供等

- (1) 利用回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が利用回線等を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

- (2) 当社が光テレビ伝送サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、契約者から提供していただくことがあります。
- (3) 契約者は、利用回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

6 自営端末設備の接続

- (1) 契約者は、その利用回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、端末機器の技術基準適合認定等に関する規則(平成 16 年総務省令第 15 号。以下「技術基準適合認定規則」といいます。)様式第7号の表示が付されている端末機器(技術基準適合認定規則第3条で定める種類の端末設備の機器をいいます。)、技術基準等に適合することについて事業法第 86 条第1項に規定する登録認定機関又は事業法第 104 第2項に規定する承認認定機関の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ その接続が事業法施行規則第 31 条で定める場合に該当するとき。
- (3) 当社は、(2)の請求の承諾に当たっては、次の場合を除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
 - ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第 14 号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
 - イ 事業法施行規則第 32 条第1項で定める場合に該当するとき。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則(昭和 60 年郵政省令第 28 号。以下「工事担任者規則」といいます。)第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
ただし、同規則第3条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営端末設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その利用回線等に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

7 自営端末設備に異常がある場合等の検査

- (1) 当社は、利用回線等に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。

- (2)(1)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明証を提示します。
- (3)(1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、契約者は、その自営端末設備を利用回線等から取り外していただきます。

8 自営電気通信設備の接続

- (1) 契約者は、その利用回線等の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その利用回線等に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について、当社所定の書面に記載し、その接続の請求をしていただきます。
- (2) 当社は、(1)の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となるとき。
- (3) 当社は、(2)の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 契約者は、工事担任者規則第4条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、又は実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第3条で定める場合には、この限りではありません。
- (6) 契約者がその自営電気通信設備を変更したときについても、(1)から(5)の規定に準じて取り扱います。
- (7) 契約者は、その利用回線等に接続されている自営電気通信設備を取り外したときは、そのことを当社に通知していただきます。

9 自営電気通信設備に異常がある場合等の検査

利用回線等に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他の電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記7(自営端末設備に異常がある場合等の検査)の規定に準じて取り扱います。

10 当社の維持責任

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するように維持します。

11 技術資料の項目

自営端末設備又は自営電気通信設備に係る接続条件

- | |
|-----------|
| (1) 物理的条件 |
| (2) 電氣的条件 |
| (3) 論理的条件 |

12 管轄裁判所

この契約に関する訴訟については、その債権額に応じて名古屋地方裁判所又は名古屋簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。

13 情報提供

当社は、当社が提供する情報等を不定期に、契約者の電子メールアドレスに対して送付させていただきます場合があります。

別表 光テレビ伝送サービスにおける基本的な技術的事項

光テレビ伝送サービス

物理的条件	相互接続回路	
	周波数範囲	送出電力等
C15 形F型コネクタ (JEITA RC-5223A 準拠)	デジタル映像信号 70MHz～770MHz 及び 1032MHz～2681MHz	デジタル映像信号 81.0dB μ V 以上 OFDM 変調 64QAM 変調 TC8PSK 変調 QPSK 変調 BPSK 変調 16APSK 変調

料 金 表

料金表

通 則

(料金の計算方法等)

- 1 光テレビ伝送サービスの料金及び工事に関する費用は、この光テレビ伝送サービス料金表（以下「料金表」といいます。）に規定するほか、当社が別に定めるところによります。
- 2 当社は、契約者がその光テレビ伝送サービス契約に基づき支払う料金を料金月（1の暦月の起算日（当社が光テレビ伝送サービス契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの期間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 3 当社は、契約者がその光テレビ伝送サービス契約に基づき支払う料金のうち月額で定める料金（以下「月額料金」といいます。）は暦月に従って計算します。
- 4 光テレビ伝送サービスの提供の開始があったとき（当該月に、その提供の廃止があったときは除きます。）は、当社は提供を開始した日を含む当該料金月の月額料金を請求しません。
- 5 光テレビ伝送サービス契約の解除があったときは、その解除をした日の前日（解除をした日が提供を開始と同じ日の場合は、解除の当日とします。）を含む当該料金月の月額利用料を全額支払っていただきます。
- 6 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
（1）暦月の初日以外の日により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
（2）第24条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表の規定に該当するとき。
- 7 5の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第24条（利用料金の支払義務）第2項第2号の表に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、2に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(料金等の支払い)

- 10 契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が指定する期日までに、当社が指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- 11 契約者は、料金及び工事に関する費用について、支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い等)

- 12 当社は、当社に特別の事情がある場合は、契約者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当

社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。

（前受金）

- 13 当社は、料金及び工事に関する費用について、契約者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。ただし、前受金には利息を付さないこととします。

（消費税相当額の加算）

- 14 第 24 条（利用料金の支払義務）及び第 25 条（工事費の支払義務）の規定により料金表に定める料金及び工事に関する費用に関するについて支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額（税抜価格（消費税相当額を加算しない額とします。以下同じとします。）に基づき計算した額とします。）に消費税相当額を加算した額とします。上記算定方法により、支払いを要することとなった額は、料金表に表示された額（税込価格（消費税相当額を加算した額とします。以下同じとします。））の合計と異なる場合があります。なお、料金表に規定する料金額は税抜価格とし、カッコ内の料金額は税込価格を表示します。また、関連法令の改正により消費税等の税率に変更が生じた場合には、消費税相当額は変更後の税率により計算するものとします。

（料金等の臨時減免）

- 15 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。この場合、当社は、その災害の被災地及び近隣のサービス取扱所に掲示する等の方法により、その旨を周知します。

第1表 料金

第1 利用料金

1 適用

区分	内容		
(1)光テレビ伝送サービス区域の設定	当社は、行政区画、その地域の社会的経済的諸条件、光テレビ伝送サービスの需要と供給の見込み等を考慮して光テレビ伝送サービス区域を設定します。		
(2)映像用回線終端装置の加算額の適用	ア 当社は利用回線1回線ごとに1の映像用回線終端装置を提供します。 イ 映像用回線終端装置の利用料は、光テレビ伝送サービス利用料に含まれます。		
(3)最低利用期間内に光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合の料金の適用	ア 光テレビ伝送サービスについては、最低利用期間があります。 イ 最低利用期間は光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合に限り適用します。 ウ 最低利用期間は光ネット集合一括サービス契約約款に規定する基本契約期間に準じます。 エ 契約者は、最低利用期間内に光テレビ伝送サービス契約を解除した場合は、第24条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。 ただし、当社が別に定める場合はこの限りではありません。		
	区分	支払いを要する額	
	契約解除料	最低利用期間の残余期間に対応する利用料金に相当する額	
(4)長期継続利用申し出に係る料金の適用	ア 当社は、契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用（以下この欄において「長期継続利用」といいます。）についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表（工事に関する料金）に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。 なお、長期継続利用の申し出を行った契約者は、申し出た期間の変更をすることはできません。		
	区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
	選択利用期間1	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,095日目の日まで	10,700円 (11,770円)
	選択利用期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,825日目の日まで	15,700円 (17,270円)
	イ アの表の中央欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。 ウ 削除 エ 本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限りします。		
	(5)定期継続利用契約期間に係る料金の適用	ア 当社は、光ネットサービス契約約款（プロバイダー体型）に定める料金表第1表（料金）第1（利用料金）1（適用）（22）定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用（以下この欄において「光ネット定期継続利	

(ステップ割)	用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間」といいます。)及び光ネットアクセスサービス契約約款(プロバイダ選択型)に定める料金表第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(18)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間」といいます。)を受けている契約者については光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅰの適用のエに規定する更新回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)に応じ、利用料金について、次表の右欄に定める利用料金の減額を適用します。 <table border="1" data-bbox="547 683 1466 848"> <tr> <th>更新回数</th><th>利用料金の減額</th></tr> <tr> <td>0</td><td>利用料金に0.05を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>1</td><td>利用料金に0.07を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>2</td><td>利用料金に0.10を乗じて得た額</td></tr> </table> イ 当社は、アの規定により更新回数が2となり光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した場合、若しくは光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の更新の解除の申し出があり、光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した場合、光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間を満了した時点の利用料金の減額を光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間満了日以降についても適用します。 ウ イ 光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の取扱いは、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引の適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引の適用イ、ウ、オ、カ、ク、ケ及びコの定めによります。	更新回数	利用料金の減額	0	利用料金に0.05を乗じて得た額	1	利用料金に0.07を乗じて得た額	2	利用料金に0.10を乗じて得た額
更新回数	利用料金の減額								
0	利用料金に0.05を乗じて得た額								
1	利用料金に0.07を乗じて得た額								
2	利用料金に0.10を乗じて得た額								
(6)初期契約解除の適用	ア 当社は、第15条の2(契約者等が行う初期契約解除)の規定により初期契約解除が提供される場合には、次表に定める料金額を適用します。 <table border="1" data-bbox="512 1431 1466 1615"> <tr> <th>区分</th><th>料金額 (1の契約ごとに)</th></tr> <tr> <td>光テレビ伝送サービス提供に係る工事の実施後であって、初期契約解除可能な期間の場合</td><td>15,700円 (17,270円)</td></tr> </table> イ 当社は、第2表(工事に関する費用)に定める額が既に支払われているときは、アに定める料金額を請求しません。 ウ 当社は、アに定める額を超えて第2表(工事に関する費用)に定める額が既に支払われている場合は、その差額を契約者に返還します。 エ 当社は、光テレビ伝送サービス契約の申込みと新たに利用回線に係る契約申込が同時にあった場合には、アに定める料金額を請求しません。	区分	料金額 (1の契約ごとに)	光テレビ伝送サービス提供に係る工事の実施後であって、初期契約解除可能な期間の場合	15,700円 (17,270円)				
区分	料金額 (1の契約ごとに)								
光テレビ伝送サービス提供に係る工事の実施後であって、初期契約解除可能な期間の場合	15,700円 (17,270円)								
(7)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(長トク割)	ア 当社は、光ネットサービス契約約款(プロバイダー体型)に定める第1表料金 第1(利用料金)1(適用)(26)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネット定期継続利用契約期間」といいます。)								

	といます。)及び光ネットアクセスサービス契約約款(プロバイダ選択型)に定める第1表(料金)第1(利用料金)1(適用)(21)定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用」といいます。)のアに規定する定期継続利用契約期間(以下この欄において「光ネットアクセス定期継続利用契約期間」といいます。)を受けている契約者については光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用のエに規定する更新回数(以下この欄において「更新回数」といいます。)に応じ、利用料金について、次表の右欄に定める利用料金の減額を適用します。 <table> <tr> <th>更新回数</th><th>利用料金の減額</th></tr> <tr> <td>0回</td><td>月額基本料に0.05を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>1回</td><td>月額基本料に0.07を乗じて得た額</td></tr> <tr> <td>2回以上</td><td>月額基本料に0.10を乗じて得た額</td></tr> </table> イ 光ネット定期継続利用契約期間及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間の取扱いは、光ネット定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用及び光ネットアクセス定期継続利用契約期間に係る料金割引Ⅱの適用イ、ウ、オ、キ及びクの定めによります。	更新回数	利用料金の減額	0回	月額基本料に0.05を乗じて得た額	1回	月額基本料に0.07を乗じて得た額	2回以上	月額基本料に0.10を乗じて得た額
更新回数	利用料金の減額								
0回	月額基本料に0.05を乗じて得た額								
1回	月額基本料に0.07を乗じて得た額								
2回以上	月額基本料に0.10を乗じて得た額								

2 利用料金

料 金 種 別	料 金 額 (1契約ごとに月額)
光テレビ伝送サービス利用料	360円(396円)
備考 光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合、契約する全住戸数分の光テレビ伝送サービス利用料の支払いを要します。	

第2表 工事に関する費用

第1 工事費

1 適用

工 事 費 の 適 用	
(1)工事費の算定	工事費は、施工した工事に係る光テレビ工事費、利用の一時中断（第20条（利用停止）の規定を含みます。以下同じとします）の工事費及び撤去に係る工事費を合計して算定します。
(2)光テレビ工事費の適用	光テレビ工事費は光テレビ伝送サービスの新規導入に関する開通工事について適用します。
(3)利用の一時中断の工事費の適用	光テレビ伝送サービスの利用を一時中断する場合に適用します。
(4)撤去工事費の適用	光テレビ伝送サービス契約の解除に伴い、当社が提供する利用回線等を廃止する工事について適用します。
(5)移転の場合の工事費の適用	ア 当社は、契約者からの請求により、光テレビ伝送サービスに係る移転を行うとき（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）2（工事費の額）に規定する光テレビ工事費（契約者が支払いを要する場合に限り、）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から18,700円を減額します。ただし18,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。 イ 当社は、契約者からの請求により、光テレビ伝送サービスに係る移転を行うとき（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）2（工事費の額）に規定する撤去工事費（契約者が支払いを要する場合に限り、）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、撤去工事費の支払いを要しません。 ウ 当社は、契約者からの請求により、光テレビ伝送サービスに係る移転を行うとき（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う最低利用期間内に光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合の契約解除料（契約者が支払いを要する場合に限り、）について、契約解除料の額を免除します。
(6)工事費の減額適用	当社は、2（工事費の額）の規定にかかわらず、工事の態様等を勘案して、その工事費の額を減額して適用することがあります。
(7) 定期利用期間内に光テレビ伝送サービス契約の解除の申出があった場合の工事費の適用	ア 光ネットサービス契約約款（プロバイダー体型）料金表 第1表（料金）第1（利用料金）1（適用）（38）定期利用期間料金割引Ⅱの適用（以下、「光ネット定期利用期間料金割引Ⅱの適用」といいます。）を受けている契約者のうち、安心サポート Plus の申込みをした者が光ネット定期利用期間料金割引Ⅱの適用に定める定期利用期間（以下「光ネット定期利用期間」といいます。）内に光テレビ伝送サービス契約の解除の申出をした場合、その光ネットサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して光ネットサービスの解除があった日の属する料金月まで又は、光ネットアクセスサービス契約約款（プロバイダ選択型）料金表 第1表（料金）第1（利用料金）1（適用）（32）定期利用期間料金割引Ⅱの適用（以下、「光ネットアクセス定期利用期間料金割引Ⅱの適用」といいます。）を

受けている契約者のうち、安心サポート Plus の申込みをした者のうち、安心サポート Plus の申込みをした者が光ネットアクセス定期利用期間料金割引Ⅱの適用に定める定期利用期間内に光テレビ伝送サービス契約の解除の申出をした場合、その光ネットアクセスサービスの提供を開始した日の属する料金月から起算して光テレビ伝送サービス契約の解除があった日の属する料金月までの経過料金月数に応じて、第24条（利用料金の支払義務）及び料金表通則の規定にかかわらず、次表に規定する額を請求します。契約者は当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、当社が別に定める場合にはこの限りではありません。

光ネットサービスの提供を開始した日 又は光ネットアクセスサービスの提供 を開始した日の属する料金月から起 算して光テレビ伝送サービス契約の 解除があった日の属する料金月まで の経過料金月数	支払いを要する額
1 料金月	18,700 円(20,570 円)
2 料金月	18,700 円(20,570 円)
3 料金月	18,349 円(20,183 円)
4 料金月	18,038 円(19,841 円)
5 料金月	17,727 円(19,499 円)
6 料金月	17,416 円(19,157 円)
7 料金月	17,105 円(18,815 円)
8 料金月	16,794 円(18,473 円)
9 料金月	16,483 円(18,131 円)
10 料金月	16,172 円(17,789 円)
11 料金月	15,861 円(17,447 円)
12 料金月	15,550 円(17,105 円)
13 料金月	15,239 円(16,762 円)
14 料金月	14,928 円(16,420 円)
15 料金月	14,617 円(16,078 円)
16 料金月	14,306 円(15,736 円)
17 料金月	13,995 円(15,394 円)
18 料金月	13,684 円(15,052 円)
19 料金月	13,373 円(14,710 円)
20 料金月	13,062 円(14,368 円)
21 料金月	12,751 円(14,026 円)
22 料金月	12,440 円(13,684 円)
23 料金月	12,129 円(13,341 円)
24 料金月	11,818 円(12,999 円)
25 料金月	11,507 円(12,657 円)
26 料金月	11,196 円(12,315 円)
27 料金月	10,885 円(11,973 円)
28 料金月	10,574 円(11,631 円)
29 料金月	10,263 円(11,289 円)
30 料金月	9,952 円(10,947 円)
31 料金月	9,641 円(10,605 円)
32 料金月	9,330 円(10,263 円)

	33 料金月	9,019 円(9,920 円)
	34 料金月	8,708 円(9,578 円)
	35 料金月	8,397 円(9,236 円)
	36 料金月	8,086 円(8,894 円)
	37 料金月	7,775 円(8,552 円)
	38 料金月	7,464 円(8,210 円)
	39 料金月	7,153 円(7,868 円)
	40 料金月	6,842 円(7,526 円)
	41 料金月	6,531 円(7,184 円)
	42 料金月	6,220 円(6,842 円)
	43 料金月	5,909 円(6,499 円)
	44 料金月	5,598 円(6,157 円)
	45 料金月	5,287 円(5,815 円)
	46 料金月	4,976 円(5,473 円)
	47 料金月	4,665 円(5,131 円)
	48 料金月	4,354 円(4,789 円)
	49 料金月	4,043 円(4,447 円)
	50 料金月	3,732 円(4,105 円)
	51 料金月	3,421 円(3,763 円)
	52 料金月	3,110 円(3,421 円)
	53 料金月	2,799 円(3,078 円)
	54 料金月	2,488 円(2,736 円)
	55 料金月	2,177 円(2,394 円)
	56 料金月	1,866 円(2,052 円)
	57 料金月	1,555 円(1,710 円)
	58 料金月	1,244 円(1,368 円)
	59 料金月	933 円(1,026 円)
	60 料金月	622 円(684 円)
	61 料金月	311 円(342 円)
	イ 光ネット定期利用期間又は光ネットアクセス定期利用期間内に光テレビ 伝送サービス契約の解除の申出があった場合の工事費に係るその他の 条件は、当社が別に定めるところによります。	

2 工事費の額

工事の種類		単 位	工事費の額
光テレビ 工事費	光ネット集合一括サービス契 約を締結している場合	1 利用回線ごとに	30,600 円(33,660 円)
	上記以外	1 利用回線ごとに	18,700 円(20,570 円)
利用の一時中断の工事費		1 利用回線ごとに	5,000 円(5,500 円)
撤去工事 費	映像用回線終端装置撤去の 場合	1 利用回線ごとに	17,000 円(18,700 円)
	上記以外	1 利用回線ごとに	12,000 円(13,200 円)
備考			
1 利用の一時中断の工事費は再利用の場合、請求しません。			
2 当社は、光ネット定期利用期間料金割引Ⅱの適用又は光ネットアクセス定期利用期間料金 割引Ⅱの適用を受けている契約者のうち、コミュファ光 安心サポート Plus の申込みをした者 対し、光テレビ工事費について、1月1日から1月3日及び12月29日から12月31日までの			

日（以下年末年始といいます。）を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、工事費の総額から18,700円を減額します。

ただし18,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

- 3 当社は、光テレビ伝送サービス契約の解除と同時に利用回線等を廃止する場合、契約者から、当社が別に定める方法の適用の申し出があったときには、撤去工事費を免除します。

ただし、当社は、契約者が当社が別に定める期日までに当社が光ネットサービス契約に基づき設置した電気通信設備を返却しなかった場合、第36条（利用に係る契約者の義務）第2項に定める費用を請求することがあります。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成22年10月1日から実施します。

ただし、光テレビ伝送申込の受付は、平成22年8月1日から開始します。

また、光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合の光テレビ伝送サービスの提供開始は、平成23年1月31日からとします。

(特例措置)

第2条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに光テレビ伝送申込をし、平成22年10月1日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する(以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます)契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

- (1) 契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「長期継続利用」といいます。)についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表(工事に関する料金)に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
選択利用期間1	光テレビ伝送サービス開始を起算日として起算日を含1,095日目の日まで	12,700円
選択利用期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,825日目の日まで	16,700円

- (2) (1)の表の中央欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

- (3) 削除

- (4) 本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限ります。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成22年8月1日から平成22年10月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年4月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- (1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表に規定する光テレビ工事費(工事に関する費用)について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本第2条から本第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成22年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに光テレビ伝送申込をし、平成22年11月1日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する(以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます)契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「長期継続利用」といいます。)についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表(工事に関する料金)に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
選択利用期間1	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,095日目の日まで	12,700円
選択利用期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,825日目の日まで	16,700円

(2) (1)の表の中央欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3) 削除

(4) 本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限ります。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成22年11月1日から平成23年1月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用)に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本第2条から本第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年2月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに光テレビ伝送申込をし、平成23年2月1日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する（以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます）契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には、次の特例措置を実施します。

（1）契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「長期継続利用」といいます。）についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表（工事に関する料金）に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
選択利用期間1	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,095日目の日まで	12,700円
選択利用期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,825日目の日まで	16,700円

（2）（1）の表の中央欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

（3）削除

（4）本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限ります。

（移転に伴う工事費用の特例措置）

第3条 平成23年2月1日から平成23年4月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成23年10月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

（1）光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

（特例措置の適用）

第4条 契約者は、本第2条から本第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成23年5月1日から実施します。

（特例措置）

第2条 平成23年5月1日から平成23年7月31日までに光テレビ伝送申込をし、平成23年5

月１日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する（以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます）契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には、次の特例措置を実施します。

- （１）契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「長期継続利用」といいます。）についていずれかの申し出があった場合には、料金表第２表（工事に関する料金）に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
選択利用期間１	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，０９５日目の日まで	１２，７００円
選択利用期間２	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む１，８２５日目の日まで	１６，７００円

- （２）（１）の表の中央欄に規定する期間（以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。）には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

- （３）削除

- （４）本欄の申し出については、１の利用回線につき１の申し出に限ります。

（移転に伴う工事費用の特例措置）

第３条 平成２３年５月１日から平成２３年７月３１日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成２４年１月３１日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

- （１）光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第２表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前９時から午後５時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から１６，７００円を減額します。ただし１６，７００円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、０円となるまでの額を減額します。

（特例措置の適用）

第４条 契約者は、本第２条から本第３条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

（実施期日）

第１条 この改正約款は、平成２３年８月１日から実施します。

（特例措置）

第２条 平成２３年８月１日から平成２３年１０月３１日までに光テレビ伝送申込をし、平成２３年８月１日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する（以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます）契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には、次の特例措置を実施します。

- （１）契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用（以下本附則において「長期継続利

用」といいます。)についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表(工事に関する料金)に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
選択利用 期間1	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算 日を含む1,095日目の日まで	12,700円
選択利用 期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算 日を含む1,825日目の日まで	16,700円

(2)(1)の表の中央欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3)削除

(4)本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限ります。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成23年8月1日から平成23年10月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービスを締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用)に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(特例措置の適用)

第4条 契約者は、本第2条から本第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成23年11月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに光テレビ伝送申込をし、平成23年11月1日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する(以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます)契約者(光ネット集合一括サービスを締結している場合は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1)契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「長期継続利用」といいます。)についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表(工事に関する料金)に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
----	------------	------------

選択利用 期間1	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算 日を含む1,095日目の日まで	12,700円
選択利用 期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算 日を含む1,825日目の日まで	16,700円

(2)(1)の表の中央欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3)削除

(4)本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限ります。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成23年11月1日から平成24年1月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用)に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(契約者回線の一時中断に伴う特例措置)

第4条

当社が光ネットサービス契約約款に定める附則(平成23年10月24日実施)第2条に定める契約者回線の一時中断に伴う減額措置を受けている契約者については第13条(光テレビ伝送サービスの利用の一時中断)を次のとおり読み替えます。

第13条 当社は、契約者から請求があったとき(当社が光テレビ伝送サービス契約に基づき設置した映像用回線終端装置を移動又は取り外すときに限ります。)は、光テレビ伝送サービスの利用の一時中断(光テレビ伝送サービス伝送に係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。この場合、契約者は、利用の一時中断又は再開を希望する日の14日前までに利用の一時中断又は再開の請求を行う必要があります。

(特例措置の適用)

第5条 契約者は、本第2条から本第3条に定める特例措置以外のこの約款に定める特例措置を受けることはできません。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年2月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに光テレビ伝送申込をし、平成24年2月1日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する(以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます)契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「長期継続利用」といいます。)についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表(工事に関する料金)に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
選択利用期間1	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,095日目の日まで	12,700円
選択利用期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算日を含む1,825日目の日まで	16,700円

(2) (1)の表の中央欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3) 削除

(4) 本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限ります。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成24年2月1日から平成24年4月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成24年10月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用)に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第4条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年5月1日から実施します。

(特例措置)

第2条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに光テレビ伝送申込をし、平成24年5月1日以降に光テレビ伝送サービスの提供を開始する(以下この附則において「光テレビ伝送サービス開始日」といいます)契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には、次の特例措置を実施します。

(1) 契約者から次表の中央欄に規定する期間の継続利用(以下本附則において「長期継続利

用」といいます。)についていずれかの申し出があった場合には、料金表第2表(工事に関する料金)に規定する光テレビ工事費について、次表の右欄に規定する額を減額します。

区分	継続して利用する期間	光テレビ工事費の減額
選択利用 期間1	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算 日を含む1,095日目の日まで	12,700円
選択利用 期間2	光テレビ伝送サービス開始日を起算日として起算 日を含む1,825日目の日まで	16,700円

(2)(1)の表の中央欄に規定する期間(以下この欄において「長期継続利用期間」といいます。)には光ネットサービスの利用の一時中断があった期間を含みます。

(3)削除

(4)本欄の申し出については、1の利用回線につき1の申し出に限ります。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第3条 平成24年5月1日から平成24年5月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービスを締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用)に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第4条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年6月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成24年6月1日から平成24年7月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービスを締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1)光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用)に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費

が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年8月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成24年8月1日から平成24年9月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年3月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成24年10月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成24年10月1日から平成24年11月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年5月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成24年12月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成24年12月1日から平成25年2月28日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年8月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年3月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成25年3月1日から平成25年5月6日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成25年11月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成25年5月7日から実施します。

（移転に伴う工事費用の特例措置）

第2条 当社は、当社が光テレビ伝送サービス契約約款に定める附則（平成25年3月1日実施）

第2条に定める移転に伴う工事費用の特例措置について次のとおり読み替えます。

第2条 平成25年3月1日から平成25年7月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年1月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

（1）光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成25年8月1日から実施します。

（移転に伴う工事費用の特例措置）

第2条 平成25年8月1日から平成25年9月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年5月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

（1）光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成25年10月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成25年10月1日から平成26年1月5日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年7月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年1月6日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成26年1月6日から平成26年2月28日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年8月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年3月1日から実施します。

第2条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年4月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成26年4月1日から平成26年5月6日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成26年11月6日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年7月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成26年7月1日から平成26年9月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年3月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成26年10月1日から実施します。

（移転に伴う工事費用の特例措置）

第2条 平成26年10月1日から平成26年12月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年6月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

（1）光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成26年11月1日から実施します。

（料金等の支払いに関する経過措置）

第2条 削除

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

（実施期日）

第1条 この改正約款は、平成27年1月1日から実施します。

（移転に伴う工事費用の特例措置）

第2条 平成27年1月1日から平成27年3月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年9月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

（1）光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に関し、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年2月25日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年4月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成27年4月1日から平成27年5月6日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年11月30日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費（料金表第2表（工事に関する費用）に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。）について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年5月7日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成27年5月7日から平成27年6月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者（光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。）には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成27年12月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限る、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年7月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成27年7月1日から平成27年9月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成28年3月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合に限る、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年10月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成27年10月1日から平成27年11月30日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

ただし、平成28年5月31日までに移転を完了しない場合又は当社が設定する契約者グループが存在しない建物内への移転の場合は、契約者はこの特例措置を受けることが出来ません。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(料金表第2表(工事に関する費用))に規定

する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、料金表第2表に規定する光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う撤去工事費(料金表第2表(工事に関する費用)に規定する光テレビ工事費について、契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、料金表第2表に規定する撤去工事費の額を免除します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成27年12月1日から実施します。

(移転に伴う工事費用の特例措置)

第2条 平成27年12月1日から平成27年12月31日までに利用回線の移転を申し出た契約者(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)には以下に定める特例措置を実施します。

(1) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う工事費(契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、光テレビ工事費の総額から16,700円を減額します。ただし16,700円を減額した後の光テレビ工事費が負となる場合は、0円となるまでの額を減額します。

(2) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う撤去工事費(契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、年末年始を除く、午前9時から午後5時までの間の工事が可能な場合限り、撤去工事費の額を免除します。

(3) 光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う最低利用期間内に光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合の契約解除料(契約者が支払いを要する場合に限ります。)について、契約解除料の額を免除します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い、又は支払わなければならなかった光電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年1月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年5月21日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年7月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正約款実施前に、改正前の約款の規定により光テレビ伝送サービスに係る移転を申し出た行うとき(光ネット集合一括サービス契約約款に基づく光ネット集合一括サービス契約を締結している場合は除きます。)光テレビ伝送サービスに係る移転に伴う最低利用期間内に光テレビ伝送サービス契約の解除の申し出があった場合の契約解除料(契約者が支払いを要する場合に限ります。)の違約金の免除については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成28年8月15日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年4月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成29年9月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年11月15日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、平成30年12月1日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2021年1月8日から実施します。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2021年3月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2021年9月1日から実施します。

(特定サービスからの移行に対する特別措置)

第2条 飛騨市が提供する飛騨市ケーブルテレビ情報施設の加入者が、飛騨市と当社が締結している契約に基づく移行措置により、コミュファ光テレビ伝送サービスを契約する場合に限り、次の各号を適用します。

(1) 本約款で定義されている下表の用語は、次に読み替えます。

用語	用語の意味
利用回線	光ネットサービス契約約款に規定する光ネットサービスの取扱局内に設置された取扱局交換設備と光テレビ伝送サービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線

(2) 本約款第9条第2項を次に読み替えます。

2 光テレビ伝送申込を行うことができる者は、飛騨市が提供する飛騨市ケーブルテレビ情報施設の加入者に限ります。

(3) 本約款第22条を適用外とします。

(4) 利用料金

本約款料金表第1表利用料金 第1利用料金 2利用料金の額を、下表へ読み替えます。

料金種別	料金額 (1契約ごとに月額)
光テレビ伝送サービス利用料	1,550円(1,705円)

(5) 手続きに関する料金

本約款料金表第1表利用料金に、次の内容を追加します。

第2 手続きに関する料金

1 適用

区分	内容
(1) 手続きに関する料金の適用	ア 当社が光テレビ伝送サービスの申込を承諾し、申込者と光テレビ伝送サービス契約の締結を行うときは、契約事務手数料の支払いを要しません。 イ 当社は、契約者からの請求により、契約者回線等の利用の一時中断を行うとき、2(料金額)に規定する契約事務手数料を適用します。なお、利用の一時中断の期間が経過し再び利用を開始するときは、契約事務手数料の支払いを要しません。 ウ 当社は、契約者からの請求により、品目等の変更、利用サー

	ビスの変更、付加機能の提供、既に提供している付加機能の内容の変更を行うとき、2(料金額)に規定する変更事務手数料を適用します。 エ 当社は、契約者からの請求により、契約者回線等の移転を行うとき、2(料金額)に規定する移転事務手数料を適用します。 オ 契約者は、その光テレビ伝送サービスに関する料金について、請求書(振込用紙)によって支払うときは、当社が別に定める場合を除き、2(料金額)に規定する請求書送付手数料を適用します。 なお、適用の単位は1料金月内の送付を合算して1送付とします。 カ 当社は契約者からの請求により、契約者回線の移転を行うとき、2(料金額)に規定する変更事務手数料の支払いを要しません。 キ 契約者は、第16条(当社が行う光テレビ伝送サービス契約の解除)または第20条(利用停止)の規定により、当社が通知を行ったときは、当社が別に定める場合を除き、2(料金額)に規定する通知事務手数料を適用します。
--	---

2 料金額

料金種別	単位	料金額
契約事務手数料	1契約ごとに	0円
変更事務手数料	1変更ごとに	3,000円(3,300円)
移転事務手数料	1契約ごとに	700円(770円)
請求書送付手数料	1送付ごとに	300円(330円)
通知事務手数料	1通知ごとに	200円(220円)

(6) 工事費の額

本約款料金表第2表工事に関する費用 第1工事費 2工事費の額のうち、下表の左欄の工事について、下表右欄へ読み替えます。

工事の種類	単位	工事費の額
光テレビ工事費	1利用回線ごとに	0円

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2022年7月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附則

(実施期日)

第1条 この改正約款は、2025年7月1日から実施します。

(工事費の適用に関する経過措置等)

第2条 当社は、次のいずれかに該当しない契約者回線について、この改正約款実施の日から2028年6月30日までの間、料金表第2表(工事に関する費用)第1(工事費)2(工事費の額)備考3に定める工事費の免除を行わないものとします。

(1) 光ネットサービス契約約款(プロバイダー体型)料金表 第1表(料金)第1(利用料金)に定めるカテゴリ4の契約者に係る契約者回線

(2) は光ネットアクセスサービス契約約款(プロバイダ選択型)料金表 第1表(料金)第1(利用料金)に定めるカテゴリ4の契約者に係る契約者回線

(3) 光ネットサービス契約約款(プロバイダー体型)における2025年7月1日から実施の附則第6条(工事費の適用に関する経過措置)の各号に該当する契約者回線

(4) 光ネットアクセスサービス契約約款(プロバイダ選択型)における2025年7月1日から実施の附則第6条(工事費の適用に関する経過措置)の各号に該当する契約者回線

(5) 光ネットサービス契約約款(コミュファ)における2025年7月1日から実施の附則第7条(工事費の適用に関する経過措置)の各号に該当する契約者回線

(6) 光ネットアクセスサービス契約約款(アクセスコミュファ)における2025年7月1日から実施の附則第7条(工事費の適用に関する経過措置)の各号に該当する契約者回線

(料金等の支払いに関する経過措置)

第3条 この改正約款実施前に支払い又は支払わなければならなかった光テレビ伝送サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

(その他)

第4条 次表に定める各附則の規定について、それぞれ「削除」に改めます。

- | |
|------------------------------------|
| (1) 平成22年(2010)10月1日から実施の附則第2条第3号 |
| (2) 平成22年(2010)11月1日から実施の附則第2条第3号 |
| (3) 平成23年(2011年)2月1日から実施の附則第2条第3項 |
| (4) 平成23年(2011年)5月1日から実施の附則第2条第2項 |
| (5) 平成23年(2011年)8月1日から実施の附則第2条第3項 |
| (6) 平成23年(2011年)11月1日から実施の附則第2条第3項 |
| (7) 平成24年(2012年)2月1日から実施の附則第2条第3項 |
| (8) 平成24年(2012年)5月1日から実施の附則第2条第3項 |
| (9) 平成26年(2014年)11月1日から実施の附則第2条 |